

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第23号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事案の処理)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事案に係る問題について、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求の受理、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）<u>第51条の規定による審査請求又は不利益処分についての審査請求に関する規則</u>（昭和59年香川県人事委員会規則第1号）第15条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。</p>	<p>(事案の処理)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事案に係る問題について、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求の受理、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）<u>第51条第5項の規定により適用される行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第22条第1項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>（昭和59年香川県人事委員会規則第1号）第15条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。